

4月定例教育委員会会議録

開催年月日	令和3年4月22日（木）
開催時間	午前10時00分
開催場所	市役所本館8階 第2委員会室
出席委員	中山 教育長 村本 教育長職務代理者 水野 委員 岩井 委員
出席職員	田中副教育長・小山教育監・木下次長・式教育政策課長・光岡人権教育課長・山本学務給食課長・打抜教育センター所長・堂國参事兼人権教育課長補佐

【中山教育長】 ただいまから4月定例教育委員会を開催いたします。

なお、本日の委員会は、3密状況での開催を避けるため平常とは異なりまして、一部出席者の入退場を途中行いますことを事前にお知らせしておきます。

本日の会議録署名委員に村本委員を指名しますのでよろしくお願いいたします。

なお、本日藤井委員からは欠席届が出ておりますので、よろしくお願いいたします。

【中山教育長】 では、3月臨時教育委員会会議録の承認について審議いたします。

委員の皆様方、この件について何か質疑ございませんでしょうか。よろしいですか。

【全委員】 異議なし。

【中山教育長】 全委員異議なしと認めます。よって、3月臨時会会議録について承認と決しました。

【中山教育長】 次に、3月定例教育委員会会議録の承認について審議いたします。

この件につきまして、何か質疑ございませんでしょうか。よろしいですか。

【全委員】 異議なし。

【中山教育長】 それでは、全委員異議なしと認めます。よって、3月定例会会議録について承認と決しました。

【中山教育長】 それでは、教育長及び教育委員の報告に移ります。

（教育長報告）

3月22日(月)	定例教育委員会
3月23日(火)	第2回市史編纂委員会(書面開催) 校長会
3月24日(水)	3月市議会定例会本会議(7日目)
3月27日(土)	八尾バスケまつり2020
3月30日(火)	辞令交付式(指導主事等)
3月31日(水)	辞令交付式(校長等) 部長会
4月1日(木)	辞令交付式(社会教育指導員、新規採用教職員)
4月2日(金)	部長会
4月5日(月)	議会要望受取 第58回新入社員を励ます集い
4月6日(火)	令和3年度市町村教育委員会教育長会議
4月7日(水)	校長会・教頭会 第26回八尾市危機管理対策本部会議
4月8日(木)	辞令交付式(生徒指導主事、保健主事)
4月9日(金)	大阪府都市教育長協議会 令和3年度総会・4月定例会
4月12日(月)	令和3年4月臨時会本会議(第1日)
4月15日(木)	定例教育委員協議会
4月16日(金)	予算決算常任委員会(文教分科会)
4月20日(火)	予算決算常任委員会(全体会)
4月21日(水)	令和3年4月臨時会本会議(第2日) 議会要望受取

【中山教育長】 このコロナ禍の中で、会議や行事も書面開催となったり、中止となったりして減っておりますが、3月、4月につきましては、年度末・年度当初の行事等々がありますのでそれを挙げさせていただいています。

それから、この間4月5日、それから昨日4月21日、議会要望が出て受け取っております。これにつきましても進めていかなければなりませんので、委員の皆様よろしく願います。

私からは以上ですが、委員の皆様から何かありましたら、よろしくお願いします。よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので次に進ませていただきます。

{議案審議}

【中山教育長】 それでは、議案審議に入らせていただきます。

まず、議案第13号「八尾市奨学条例施行規則の一部改正の件」について審議いたします。

提案理由を山本学務給食課長より説明願います。

【山本学務給食課長】 それでは、議案第 13 号「八尾市奨学条例施行規則の一部改正」につきましてご説明申し上げます。

本件は、教育長に対する事務委任等に関する規則第 2 条第 2 号の規定により、委員会の議決を求めるものでございます。

本市の奨学金は、八尾市奨学条例に基づき、教育の機会均等を図るため、経済的理由により高等学校、高等専門学校または専修学校の高等課程の就学が困難な方に対し支給を行っております。

本事業につきましては、平成 30 年度の包括外部監査において、「限られた財源の中でどのような経費を、どのように支援していくのか」また、「条例に規定している受給資格の『学資に乏しい者』の内容について、所得水準を明確にすることが望ましい」との指摘がございました。

本指摘を受け、新やお改革プラン実行計画に基づき、昨年度、制度のあり方を見直し、その結果を踏まえ今年度から実施するに当たり、給付にかかる申請方法等の関係規定を整備するものでございます。

お手元の新旧対照表をご参照願います。

改正の内容でございますが、本奨学金の制度改正に伴い、給付の額を定める規則第 4 条について、給付目的の明確化及び給付額の変更のため、現行の「1 人年額 48,000 円以内」を削り、新たに「家庭内学習に要する費用の援助を目的として」を加え、当該目的により給付の額を定めるものとして改めるものでございます。

また、住民情報等の電子計算機による処理の開始及び支給時期の早期実施等の事務処理方法の変更に伴い、所要の規定を改めるものでございます。

なお、本規則につきましては、公布の日から支給するものでございます。

次に、具体的な見直し内容といたしましては、これまで特段の支給対象費目を定めておりませんでした。国や府の奨学金制度の対象外である家庭で予習・復習等の学習で使用する参考書・辞書などの図書や物品の購入費等を「家庭内学習費」に要する経費として支援いたします。

所得制限につきましては、就学援助認定基準に準じ、合計所得金額を用いて支給対象者を決定するとともに、支給金額については月額 4,000 円の在籍月数から年額 2 万円に変更する一方、支給対象人数を 250 人から 350 人に変更いたします。

今後、5 月上旬に各高等学校へ案内で周知を図り、6 月中旬に申請受付を終了した後、9 月上旬に採否を決定し、9 月下旬に奨学金を支給する予定でございます。

以上、甚だ簡単な説明ではございますが、よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

【中山教育長】 これまで支給対象費目を定めずに何に使ってもいい形というのでやっていたのを、費目を定めたということで、「別に定める」となっているんですけども、この費用の根拠というのは何か持っておられるのですか。

【山本学務給食課長】 家庭内学習に要する費用で、国で示されております基準をもとに

算出しております。

【中山教育長】 国基準で算出し、それをまた別に定めるということですね。分かりました。

それでは、委員の皆様、質疑等ありましたらよろしくをお願いします。

【岩井委員】 今回の見直しは、コロナ禍にあっても外部監査で指摘されているように、制度自体の適正化を図るための見直しということによろしいですか。

【山本学務給食課長】 今回の奨学金制度の見直しにつきましては、平成 30 年度の包括外部監査で指摘されました事項を課題整理し、制度の適正化を図ったところでございます。

一方、岩井委員が懸念されておりますように、昨今のコロナ禍で、経済的に非常に厳しい家庭があると認識しております。このような中、地方創生臨時交付金を活用し、令和 3 年度八尾市奨学生を対象に臨時支援金を給付する、「コロナに負けるな就学支援事業」の経費を昨日の 4 月臨時本会議で議決をいただいたところでございます。

今回限りではございますが、本事業を通じ、新しい生活様式における文化芸術、スポーツ等の教養を高める活動を支援してまいりたいと考えております。

【中山教育長】 コロナ禍に当たっては、別事業で支援していくということで、岩井委員、よろしいですか。

他にはございませんか。

【水野委員】 他の市町村では、この奨学金自体は廃止するという傾向があると聞いております。今、コロナに係る支援の話もありましたけれども、八尾市としてはしっかり経済的に困難な家庭の学生に学びの支援を図るという方針であるということによろしいですか。

【山本学務給食課長】 近年、国や府におきまして奨学金制度の充実を図っており、水野委員がお示しのとおり、大阪府内におきましては 3 分の 2 の市が奨学金制度を実施していない状況でございます。

一方、本市を含め大阪府内の 11 市が独自で奨学金制度を実施しております。本市におきましては、向上心を有しながら高等学校等への就学を断念することがないように、本制度を継続していく考えのもと、国や府の奨学金制度の対象外である家庭内学習に要する費用を支援してまいりたいと考えております。

引き続き、制度の適正化を維持しつつ経済的に困難な高校生に学びの支援を図ってまいりたいと考えております。

【水野委員】 監査の指摘もあり、適正化の流れの中で、いわゆる家庭内学習を支援することに目的を特化して支援をしていこうという理解でよろしいですね。

【山本学務給食課長】 水野委員のおっしゃるとおりでございます。

【中山教育長】 他の委員の皆様、いかがでしょうか。

【村本教育長職務代理者】 支給も年1回に変更され、支給時期も今までよりも早くなるということで、本当に必要な世帯に支援を早くできるということは、大変いいことではないかなと思います。

以上です。

【中山教育長】 この点、どうですか。

【山本学務給食課長】 支給時期につきましては、昨年度まで11月と2月の2回に分けて支給しておりましたが、今年度から見直しを行い、支援が必要な世帯により早く支給するという考えのもとで9月末に年額を支給する予定でございます。よろしくお願いいたします。

【中山教育長】 よろしいですか。ほかに、質疑ございませんでしょうか。

事務局、他に説明しておくことはありませんか。

【山本学務給食課長】 適正に事務事業を進めてまいりたいと考えております。

【中山教育長】 他にございませんか。よろしいですか。

そしたら、この議案審議の部分で、質疑もないようですので採決に移らせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、この議案第13号につきまして、原案どおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

【全委員】 異議なし。

【中山教育長】 全委員異議なしと認めます。よって、議案第13号「八尾市奨学条例施行規則の一部改正の件」について原案どおり可決いたしました。

{報告事項}

【中山教育長】 それでは、報告事項に移らせていただきます。

報告に入ります前に、本日の報告事項のうち、いじめの重大事態事案への対応につきましては、八尾市個人情報保護条例第14条第1号の当該個人の正当な権利・利益を侵害するおそれがあると認められるため、公開可能な時期がくるまでは非公開とすべき内容となりますので、この報告につきましては非公開といたします。よろしいでしょうか。

【全委員】 異議なし。

【中山教育長】 全委員異議なしと認めます。よって、本報告については非公開とすることといたします。議事の進行の都合上、この案件につきましては、他の報告等が終了した後に行わせていただきます。

それでは、報告事項に入らせていただきます。

まず、「令和3年度事業計画について」、式教育政策課長より報告させていただきます。

【式教育政策課長】 それでは、令和3年度事業計画につきましてご報告させていただきます。

昨年度と同様に、新型コロナウイルス感染症の影響等により、今後事業実施やその内容、規模、スケジュール等が変更になる可能性がありますので、ご了承ください。

まず、お手元配付の資料、A4・1枚の八尾市教育振興基本計画における施策体系と事務事業一覧をご覧ください。

本資料は、令和3年度からスタートしました「八尾市教育振興基本計画」の施策体系に沿って、令和3年度の事務事業をひもづけて整理したものです。

なお、令和3年度組織機構の見直しにより、「スポーツに関すること」、「文化財の保護に関すること」については、市長部局で管理・執行することとなり、教育員会事務局での進行管理の対象ではなくなりますが、一方で、青少年会館、青少年系の業務については、教育委員会事務局で管理・進行することになるため、関連する施策に位置づけた上で、今後事業の進捗管理、点検、評価を行ってまいります。

次に、もう1点の資料、「令和3年度事業計画」は、今ご説明させていただいた事業体系をもとに、基本方針別にまとめさせていただいたもので、それぞれ令和3年度における主な取り組みの方向性と各事務事業の事業概要や、令和3年度計画方向性等を記載させていただいております。

まず、1ページ目。「基本方針1 夢に向かってチャレンジし、未来を切り拓く力を育成します」では、中学校全員給食の実施に伴う各種制度や運用ルールの整備を進めるなど、全員給食の実施に向けた取り組みを進めます。

また、教職員研修の充実や、児童生徒への脱いじめ傍観者教育の実施を通じて、「いじめをしない、させない、許さない」環境の醸成を図り、外部専門家や市長部局との連携を通して、より多角的な視点からいじめ問題にアプローチする体制の充実を図ります。

次に、4ページをご覧ください。

「基本方針2 学びを支えるセーフティネットを構築します」では、スクールソーシャルワーカーを学校へ派遣し、ケース会議や教職員研修等を通して派遣校における生徒指導体制の充実を図るとともに、教職員支援人材と関係機関等とのネットワークによる子ども、保護者への支援体制の充実を図ります。

また、外国にルーツを持つ子どもたちをはじめ、市民が多文化共生・国際理解を進めるための学習や交流の機会の充実を図ります。

次に、6ページをご覧ください。

「基本方針3 生涯にわたって学びを重ね、人生を豊かに生きられる環境を整えます」では、市民が主体的に学術・文化・教養の向上を図り、日常生活における課題解決に寄与

する学習が行えるよう、学習機会の創出を図ります。

また、全ての子ども、若者が多様な体験・活動を行うことができる機会を創出します。
次に、7ページをご覧ください。

「基本方針4 地域とともに、社会の変化に応じた教育環境をつくります」では、子どもたちにとって望ましい就学環境の実現に向け、一定の条件のもと、希望により隣接する校区等の学校を選択できるよう、就学校指定の弾力的な運用に向けた制度等の整備を進めます。

また、主体的・対話的で深い学びや個別最適化された学びの実現と、児童生徒一人一台学習用端末を、研究・研修の充実を通じて、様々な教育活動において効果的に活用し、学校における働き方改革も推進します。

さらに、家庭、学校、地域のつながりを一層深めながら、地域社会全体で全ての子どもの育ちを見守るために、家庭教育力のさらなる向上を目指し、保護者を中心に家庭教育に関する学習、啓発を進め、地域や各種団体と協力しながら、安全・安心な居場所を確保できる環境をつくります。

以上、誠に簡単ではありますが、令和3年度事業計画の報告とさせていただきます。

なお、今後、事業内容の新たな方向性や議論すべき事項が出てきた場合は、随時、教育委員の皆様へ報告させていただきますので、よろしくお願いいたします。

【中山教育長】 機構改革もありましたが、今年度の教育委員会の事業ということで見ていただけたらと思います。

委員の皆様、質疑等あればお願いします。

【水野委員】 1ページ目に学力向上推進ということで挙がってしまっていて、一番大事であり、かつ基本なんですけれども、学力の定義というのはこの間、物すごく変化しています。例えば、先ほど触れられていた多文化共生の話ですが、問題解決能力ということで、外国文化、ルーツの異なる人とお互い自由に意見を交換しながら繋がる力といったものも学力の定義に入ってきてつつあるんですね。

今、コロナ禍で授業も先生方は苦勞されていますけれども、ぜひ、対話を重視しながら、事業の展開も含めて工夫していただくようお願いしたいなと思います。

以上です。

【中山教育長】 今日、関係課全員参加できていないですけれども、しっかりとまた教育政策課から伝えてまいりたいと思います。

今回、こうして事業計画をあげさせていただいて、しっかりとやり切っていきたいとは思いますが、大阪も緊急事態宣言云々がありまして、途中、多少の変更等が生じる可能性もありますので、そのときには随時、お知らせしてまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

委員の皆様、他にございませんか。

ないようでしたら、次に、「令和3年度教職員人事異動について」、木下次長より報告させていただきます。

【木下次長】 それでは、「令和3年度教職員人事異動について」、ご報告を申し上げます。資料が両面刷りで3枚ございますので、ご覧ください。

1 ページ目になります。

子どもたちの数ですけれども、小学校児童数が459名の減少ということになってございます。中学校生徒数につきましては、ほぼ横ばい傾向ということになっております。

下のほうですけれども、首席・指導教諭、中核教員の配置につきましては、首席につきましては全校配置を目指しております。今年度につきましては、小学校2校で未配置の学校がございますが、多くの学校で配置ができています状況でございます。

一方、指導教諭につきましては、教科であったり、領域であったり、教育内容であったり、その当該教員の特性を活かした人在確保を行っていく府の方針のために、全校配置とはなっておりません。ただ、今後も首席や指導教諭等のミドルリーダーの育成に力を入れていきたいと考えております。

資料の2ページ目になりますが、教職員の人事異動の数値的なものを掲載しております。移動の数等につきましては、昨年度とおおむね同じような数となっております。学校管理職の退職者数が校長11名、教頭2名、計13名ということでたくさんの退職がございました。今後も管理職選考の受験者の確保であったり、候補者の育成について引き続き力を注いでいきたいと考えております。

3ページ以降につきましては、教員の年齢分布となっております。3ページ、4ページが主に小学校。5ページ、6ページが主に中学校となっております。

先ほどと重なりますけれども、今年度末につきましても管理職の定年退職者が複数名ございます。また、再任用の管理職の配置も多くなっております。その一方で、一般教職員の年齢分布につきましては、ここしばらくと同様の傾向でつぼ型というような分布となっております。20代、30代の教員が約7割を占めている形になります。そのような形で、管理職の育成とミドルリーダーの育成というのが引き続き大きな課題かなと考えております。たくさんの候補者であったり、推薦者を出してもらうように各校に働きかけていきたいと考えております。教育委員会事務局で若手教職員を勤務させて、また学校現場に管理職以外の一般教員に戻す等、いろいろな対応を考えているところでございます。

以上、簡単ではございますが、令和2年度末令和3年当初の教職員人事異動についての報告を終わります。

【中山教育長】 八尾市は、子どもが今年は総数で500人ほど減っているということで、また、教職員は、表にありますように、かなり若返っていることと、管理職も年齢層がどんどん若返る中で、以前のように段階を追って人がいるという状況ではなくなっています。

委員の皆様、質疑等ありましたらお願いします。

【岩井委員】 管理職についてですが、ここ何年か、退職に伴う入れ替わりが激しい中で、女性の管理職が小学校ではかなり増えてきていると思っておりますけれども。中学校では、昨年度から女性の校長が一人もいらっしゃいませんし、今年度も女性の管理職は教頭先生1名だけという状況になっていて。女性の管理職がなかなか増えていかないのが非常に残念だ

と思っております。

中学校では、女性の教職員の占める割合は、小学校に比べると少ないですけれども、それでも全体の42%は女性です。中学校においても、女性教職員が公務の要となるようないろいろな立場を経験して将来に向けてのキャリアを積めるように、計画的な人材育成をしていくことが重要ではないかなと思いますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

【木下次長】 確かに、特に中学校においての今ご指摘いただいた課題というのは、こちらでも重々認識をしておるところです。

教育委員会事務局での指導主事であったり、中学校の経験のある者が複数名おりますし、小学校の管理職の中にも、そういったものがおりますので。そういった人材をしっかりと育成、活用して、配置に努めてまいりたいと考えております。

【中山教育長】 指導主事も、また、たくさん中学校籍の者も来てくれていますので、しっかりと育成していきたいと思っています。

水野委員、先生たちを養成する大学におられますが、若い層がすごく増えている点についてご意見をいただけますでしょうか。

【水野委員】 育成指標の策定に関わらせていただいています。ゼロ期、それから第1期、初任期というんですかね。大阪府、堺市と大阪市と3つあるんですけど。育成指標に照らし合わせて大学も育成をしていかないといけないということで、多分研修等もそういう形になっていくんですけれども。先生方が自分の育成指標に見合った形で自分の力を主体的に学べる、そういうことになっていくといいなと思っています。

多く採用していただいて、多くの先生方が活躍していただいていることは個人的なつながりの中でも把握しておりますので、何かの力になっていけばいいなということもあります。ただ、40代の先生が少ないということで、管理職との間のつなぎ役となって、若い先生方に、アドバイスをくれるような人がなかなかいないということも課題になるかと思えます。その一方、子どもと近い年齢で遊べるということであれば、それはそれでとても力になると思いますのでよろしくお願いいたします。

【中山教育長】 事務局、またよろしくお願いいたします。

他の委員の皆様、よろしいですか。

それでは、次に、「令和2年度八尾市におけるいじめの状況と主な取組みについて」、光岡人権教育課長より報告させていただきます。

【光岡人権教育課長】 失礼いたします。それでは、八尾市におけるいじめの状況と主な取組みについて、お配りしております資料に沿ってご報告いたします。

なお、本報告では、小学校には義務教育学校前期課程を、中学校には義務教育学校後期課程を含んでおりますのでご了承ください。

資料1ページ、「令和元年度・令和2年度いじめの状況について」をご覧ください。

令和2年度の小学校の認知件数は2,567件、中学校の認知件数は283件、全体では2,850件となっております。令和元年度と比較すると小学校では246件、中学校では26件、全体で272件増加しており、各学校におけるいじめの積極的認知が進んでいることが伺えます。

続いて、令和2年度の学年別認知件数の円グラフをご覧ください。

小学校では第3学年が、中学校では第1学年（第7学年）が最も多くなっている傾向がございました。

これらいじめ事案の多くは、学校の対応により解消もしくは解消に向かっておりますが、一部では継続して対応すべき事案もございました。これらの事案につきましては、外部専門家の助言も踏まえながら学校と連携し対応を進めてまいります。また、いじめ対応支援チーム会議において協議し、対応について助言を得て継続した対応を行っているケースもございました。

続いて、態様別認知件数のグラフをご覧ください。

このグラフでは、令和元年度と2年度の態様別認知件数を並べて示しており、上段が令和元年度、下段が令和2年度となっております。

まず、資料1ページ、小学校のグラフをご覧ください。

小学校では「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」と訴える児童が最も多く、次いで、「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする」、「仲間外れ、集団による無視をされる」と訴える児童が多くなっていることが分かります。

認知件数の総数が増加しているにもかかわらず、ぶつかられたりという身体接触を伴ういじめや仲間外れといったいじめの訴えが減少している背景には、子どもたちの行動様式の変化が関係する可能性もあることから、今後の子どもたちの行動やそれに伴う件数の推移を注意深く見守っていく必要があると考えます。

続いて、資料2ページ、中学校のグラフをご覧ください。

中学校でも「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」と訴える生徒が最も多く、次いで「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする」と訴える生徒が多くなっていることが分かります。

中学生になると、パソコンや携帯電話等、オンライン上でのトラブルを訴える生徒の全体に占める割合が多い傾向があります。最近では、小学校低学年においてもオンラインゲームやSNS上での悪口や暴言、金品が関係するトラブルを訴える事案もあることから、小学校においても注視していく必要があると考えております。

続いて、資料2ページ下段、発見のきっかけの表をご覧ください。

小学校、中学校ともにアンケート調査など学校の取り組みによりいじめ事象が発見されるケースが多いことが分かります。これは、一昨年度「学校生活アンケート」を記名式にし、いじめ被害について直接的に問う項目を加えたことによるものであると考えております。

また、少数ではありますが、いじめを受けている児童生徒以外の児童生徒からの情報によりいじめが発見されるというケースもございました。

この表ではお示ししておりませんが、令和2年度中の同じ項目の推移を見ますと、中学

生では全ての中学生を対象として「脱いじめ傍観者教育」を実施した2学期に件数が増加する傾向がみられました。

人権教育課では、今年度は中学校1年生、義務教育学校7年生と、人間関係や行動範囲が広がる小学校4年生を対象として「脱いじめ傍観者教育」を実施する予定をしておりますので、この取り組みが児童生徒や教職員に定着することにより、いじめ被害を受けている児童生徒や、周りにいる傍観者と呼ばれる児童生徒からの相談等による認知件数も増加していくのではと考えております。

次に、「令和2年度におけるいじめの未然防止・早期発見・早期対応に向けた主な取り組み」についてご報告いたします。

資料3ページをご覧ください。

令和2年度は、市長部局に「いじめから子どもを守る課」が創設されたことや、「八尾市いじめから子どもを守る条例」が制定されたこと。また、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」の改定内容を踏まえ、八尾市いじめ防止検討会議において「八尾市いじめ防止基本方針」の改正を行いました。

改正した市防止基本方針は、本市の全教職員へ配付するとともに、概要版を今年度4月に児童生徒を通じて各家庭に配付しております。また、令和2年度の校長会において、市防止基本方針改正のスケジュールを示すとともに、改正内容を踏まえた学校いじめ防止基本方針の改正ポイントを示し、各学校のホームページにおいて公開するよう指示をいたしました。

続いて、いじめ認知の周知についてであります。令和元年度の八尾市いじめ調査委員会調査報告書を受けて以来、人権教育課からは法等に則った組織的対応の重要性や、積極でないいじめ認知について周知を行ってまいりました。令和2年度においても、校長会やいじめに関する研修等の機会をとらまえて、重ねての周知を行いました。

さらに、教職員研修の充実として、「いじめ防止・対応研修」と資料4ページに記載のあります「いじめ防止・対応校内研修」を実施いたしました。

資料3ページにお戻りください。

「いじめ防止・対応研修」では、校園長・教頭・いじめ対応に主として関わる教職員それぞれを対象とし、職責別に学校として一つのチームでいじめ問題に対応するための研修を行いました。

資料4ページをご覧ください。

「いじめ防止・対応研修」に加えて、全ての教職員が法等の趣旨に基づいた適切ないじめ対応を行うことを目的として、教育委員会事務局指導主事を講師とする「いじめ防止・対応校内研修」を全ての学校で実施いたしました。

また、「いじめ・不登校対策研究委員会」において、アンケート調査により認知したいじめの対応について児童生徒の聴き取りの対応を中心に講義を行いました。

児童生徒への直接的な取り組みの実施といたしましては、令和2年7月から10月末までの期間で、全ての中学生がいじめを自分事として捉え、いじめをなくすための主体的な対応について学ぶことを目的として、ストップ・イット・ジャパン株式会社から講師を招聘し、「脱いじめ傍観者教育」を実施いたしました。また、学校や保護者以外の相談窓口を周知するため、「いじめ防止啓発カード」や「いじめ相談専用ダイヤル案内チラシ」の

配付も行っております。

報告は以上でございます。

【中山教育長】 詳細な報告、ありがとうございます。

本市にとりまして、いじめに関しては本当に重要な課題ですので、しっかりと今年度も取り組んでいきたいと思っております。

昨年度の報告ということで、委員の皆様、ご意見等々がありましたらお願いします。

【岩井委員】 2ページのいじめの発見のきっかけという表の黒丸のところ、学校の教職員以外からの情報により発見ということで、1の本人からの訴え(アンケートを除いたもの)、それから、3の児童生徒(本人以外)からの情報、その件数なのですけれども、これまで、教育委員会でもいじめの状況については、経過を追って報告を聞かせていただいております。その中で、だんだんと件数が増えてきたと感じております。これは、みんなが脱いじめ傍観者教育に力を入れて、いじめをなくすためには実際に一人ひとりが行動することが大事なんだと気づかせる授業や取り組みを進めてきた、そのあたりの成果が少しずつ現れてきているのではないかとみさせていただきました。

今後も、脱いじめ傍観者教育はしっかりと進めていただきたいと思いますと思っております。

【中山教育長】 今年度、中学1年生と小学校4年生で実施するという報告でしたが、しっかりと取り組んでいってほしいと思っております。

委員の皆様、他にはございませんか。

【水野委員】 令和2年度の報告ということで、1ページの学年別認知件数の円グラフ、中学生の53%が1年生ということですが、去年を思い返してみると、分散登校等もあり、そういった意味では、中学校に慣れるのが少し難しかったのではないかと思います。

もしかしたら、中学校1年生というのがいじめの被害を訴えやすい学年なのかもしれませんので、そこを、今年度また注目をしていきたいと思っております。

【中山教育長】 事務局も注視していってほしいと思っております。

他にはよろしいですか。

【村本教育長職務代理者】 態様別認知件数ですけれども、その他というのが結構あるという印象を受けるのですけれども、もう少し具体的に内容を教えていただけますか。

【光岡人権教育課長】 その他ですが、例えば友達との好きな人のとり合い、友達を取られたといったような訴えであるとか、あとは、教室や特別教室等に入るときに、自分だけ締め出しをされたであるとか、あとは自分の名前を勝手に使って何かいたずらをされたというような内容がございました。

ただ、まだこの中にはその上の8項目に振り分けられるような内容もたくさん含まれておりますので、そういった部分については教職員がしっかりとアンテナを高くして子ども

の訴えを受け止められるように、教育委員会から今後も周知をしてまいりたいと考えております。

【中山教育長】 岩井委員からは、積極的認知が傍観者教育の成果として表れているのではないかというご意見をいただきました。光岡課長からの説明では、学年別認知件数の円グラフで、大半が解決はしていつているけれども、継続案件も抱えているということでしたので、そのところは、しっかりとやり切ってもらいたいと思っていますのでよろしくをお願いします。

それから、確認ですが、態様別認知件数で、「金品をたかられる」と「金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする」が分けてあるのは「金品をたかられる」は、対象が分かっていると捉えていいですか。

【光岡人権教育課長】 教育長が言われたとおり、たかられるというのは「お菓子を買って」とか、「それ頂戴」というように、AさんからBさんに対する明確な被害の状況が分かるものと考えております。

隠されたり、壊されたりというのは、上靴や教科書がなくなっていたというように、誰か分からないけれども自分の物に何か危害が加えられていたというものであると捉えています。ただ、今申し上げた後者についても、教職員が聴き取りを行ったり、学級での指導の中で加害の児童生徒が判明するというのも多くございます。

【中山教育長】 継続して学校としっかりと取り組んでいかなければならないと思うので、お願いします。

あと、4 ページの一番上の2 「いじめ防止・対応校内研修」というのは、本市の教育委員会事務局の全指導主事が皆で分担して、各学校にしっかりといじめ防止対策推進法等の趣旨を説明したという、新しい取り組みです。

これについて、何か学校の反応なり、指導主事の反応なり説明できる場所があったらお願いします。

【光岡人権教育課長】 各学校においては、知っていたという反応もありましたが、多くはここまで法のことについて詳細を聞いたことがなく改めて認識をした、知っていることとできることは違い、法の認識のもとに自分の行っている対応を確認することができたという声が寄せられております。また、指導主事については、学校単位で行きましたので、学校の対応に沿ったいろいろな質問をもって帰ってきておりました。

指導主事自身もですが、自分のいじめについての認識を振り返ることで、教育委員会として一つとなって、いじめの相談等に対応することができるようになったと認識しております。

【中山教育長】 今の説明について何かあればお願いします。

【水野委員】 これは運用の法律ですので、例えば、10 分休みのときに子どもが言って

きたあのことはどうなんですかというように、事例に即して考えなければ具体的にイメージがわからないと思います。車の運転に例えますと、運転のマニュアルを読んでいるだけではなく、実際に運転してみることが必要で、校内の支援チームを立ち上げたり、それから予防について、子どもたちにいろいろとアプローチをしたりとか、そういうことも謳われているということなので、ぜひお忙しいと思いますが、継続していただければと思います。

【中山教育長】 小山教育監、このとき現場に校長としておられました、実際にこの研修を受けられての教職員の反応と、校長先生の立場としてのご意見、皆様に聞かせていただけたらと思います。

【小山教育監】 光岡課長が言われたことと重なるところがありますが、まず、指導主事自身の教諭のときの経験を交えて話されていたことを聞いて、「ああ、これもやはりいじめの信号だったんだ」ということに気づいたと受講した教員が、私にも言ってこられたことがありました。そういった点では、本当に近い指導主事が行って体験をもとにして話をされると教員も親近感が湧くようで非常に良かったと思っています。

昨年度も人権教育課長にお話ししていたのですが、そもそもいじめを生まない環境づくりも大切なのではないかと。脱いじめ傍観者教育等は、予防的な範疇になるのかなど。課題を解決して、次にそれを起こさないために、傍観者は関係者になるんだよという視点、これは予防の範疇ですね。

もう一つ基盤にあるのは、子どもたちの繋がりだと思っています。府教育庁が言っている成長を促す指導にあたると思うのですけれども。子どもたちの成長を促すことによって繋がりが深まり、学校が楽しいな、行きたいなとなる。そうしたらいじめもなくなる。学校に行きたくなれば、不登校にも効果が出るだろうと。だから、そういった点も、今後、各学校にもお伝えすることが大切かと思っています。

【中山教育長】 水野委員がいつも言ってくださっている部分ですので、しっかりとまた取り組んでいきたいと思います。よろしくお願いします。

他の委員の皆様、よろしいですか。

それでは、次に、「八尾市教科書センター法定展示について」、打抜教育センター所長より報告させていただきます。

【打抜教育センター所長】 それでは、「八尾市教科書センター法定展示について」、ご報告させていただきます。

本件は、令和4年度使用教科書展示会を八尾市教育センターにおいて開催するものでございます。教科書展示会は、教科書の発行に関する臨時措置法第5条の規定によりまして、都道府県教育委員会が開催するもので、本市では「大阪府教科書センター設置要項」により、教育センターに八尾市教科書センターが設置されているところでございます。

今年度の教科書展示会は、令和3年3月16日付文部科学省告示第33号により、開始の時期及び期間を6月11日から14日間とすることとなっております。

この指示を受けまして、八尾市教科書センターでは、5月28日（金）から6月10日

(木)までを法定外展示期間、6月11日(金)から6月30日(水)までを法定展示期間とし、教科書展示会を開催いたします。

なお、法定展示期間におきましては、広く市民の皆様に教科書をご覧いただけるよう、八尾市立八尾図書館においても6月9日(水)から6月29日(火)までの期間で展示を行ってまいります。

以上、甚だ簡単ではございますが、よろしく願いいたします。

【中山教育長】 委員の皆様、よろしいでしょうか。

次に、「いじめの重大事態事案への対応について」につきましては、報告事項の冒頭でお諮りしましたとおり、非公開といたします。

傍聴の皆様、申し訳ありません。ご退場いただきますようよろしくお願いいたします

(以下、非公開報告)